

人間文化研究機構役員会規程

平成16年4月9日
人間文化研究機構規程第2号
平成28年4月1日改正
令和4年3月31日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に置かれる役員会の運営について定めることを目的とする。

(任務等)

第2条 役員会は、機構長及び理事によって構成され、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての文部科学大臣に対する意見に関する事項
- (2) 法に定める文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 機構の大学共同利用機関その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(監事の出席)

第3条 監事は、役員会に出席することができる。

(開催等)

第4条 役員会は、機構長が招集し主宰する。

(意見の聴取)

第5条 機構長は、必要に応じて職員を出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 役員会の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。